

生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R 2年度予算:487億円
R 3年度予算:555億円 R 4年度予算:594億円

R5年度予算:545億円 + R4二次補正予算60億円(※)

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月1日時点) **国費3/4**

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費3/4**

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費3/4**

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費10/10

◇都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援

※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 **国費3/4**

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化) **国費2/3**

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化
※ 令和5年10月から地域居住支援事業の単独実施を開始 **国費2/3**

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) **国費1/2,2/3**

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 **国費1/2**

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 等 **国費10/10**

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

(申請受付期限)

緊急小口資金、総合支援資金(初回) : 令和4年9月末

予算措置額合計: 2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

- 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

(住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。)

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

- ※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。
- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
 - ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
 - ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されること、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

（1）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

（2）訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

※「物価高克服・経済再生実現のための経済対策」（R4.10.28閣議決定）に伴う補正予算の関連事業において、**自立相談支援機関によるアウトリーチ等を行うために必要な経費の支援**を盛り込む予定

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予の取扱いについて

(令和4年10月28日付けで改正した特例貸付の局長通知等の概要)

- 特例貸付における償還が困難となった場合には、償還が困難なやむを得ない理由により償還を猶予する。

(1) 償還が困難であるとのやむを得ない事由が認められる場合の対象要件	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) <ul style="list-style-type: none">・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。・DV等の被害を受けて避難している。・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断

(備考)

- 償還猶予の期間は原則1年間。
- 生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受けるものとする。
- あらかじめ借受人から個人情報の提供の同意を得られている場合には、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応を実施。
- 猶予の適用期間中に、償還免除の要件（住民税非課税、生活保護の受給、重度障害の認定、自己破産等）に該当する場合は、残債分を償還免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の取扱いについて

○ 特例貸付における償還期間中において償還困難となった場合において、やむを得ない事情がある場合はそれぞれの事情に応じて、残債を免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の要件		償還計画額 償還期限までに償還する とした償還予定額	償還未済額 償還開始以降に償還計画通りの償還が されずに延滞となっている 金額
1. 借受人による申請免除	① 償還免除特例の判定時期以後に、借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割が非課税であること）となっている場合	○（残額を免除）	—
	② 生活保護を受給した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③ 精神又は身体に著しい障害を有し、精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④ 償還開始以降12か月以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの償還未済額が増加しており、かつ、住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯若しくは当該世帯と同等と都道府県社会福祉協議会において判断される世帯である場合	—	○（未済額を免除）
2. 相続人への職権免除	① 死亡した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	② 失踪の宣告がされている場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
3. 都道府県社協による職権免除	① 自己破産の手続き又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	② 12か月以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③ 12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④ 償還期限到来後2年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合（均等割が非課税であること）	—	○（未済額を免除）
	⑤ 償還未済額の時効が完成している場合	—	○（未済額を免除）
	⑥ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合	○（残額の全部又は一部を免除）	○（残額の全部又は一部を免除）

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップ支援を行う。

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和5年3月末日時点の実績）※速報値

(1) 償還免除・猶予決定件数（令和5年1月から償還開始となる緊急小口資金・総合支援資金（初回））

※（）内は令和5年2月末時点の数値

対象債権件数	償還免除					③償還猶予
	①判定年度における 住民税非課税免除	②償還開始以降の免除（①以外）			③償還猶予	
		(1) 借受人に よる申請	(2) 相続人へ の職権免除	(3) 社協によ る職権免除		
2,599,290	905,445 (890,151)	38,252 (30,379)	14,217 (11,428)	11,991 (10,330)	12,044 (8,621)	54,973 (46,422)

※①の申請件数：1,067,692件

(厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援室調べ)

※(1)の要件は、判定年度以降における住民税非課税や生活保護の受給など。

※(2)の要件は、借受人の死亡など。

※(3)の要件は、債務整理や住居不明により通知が返送され償還が開始されない場合など。

※③の申請件数：66,591件

※表内の数値は令和5年4月1日時点で報告があったものの集計であり、今後変動の可能性があり得る。

(2) 償還実績（緊急小口資金・総合支援資金（初回）の合計）

※（）内は令和5年2月末時点の数値

①償還対象債権件数	②償還予定金額 (百万円)	③償還された債権数	④償還された金額 (百万円)	⑤償還された 債権数割合 (③/①)	⑥償還された 金額割合 (④/②)
1,525,582 (1,571,323)	29,872 (20,347)	678,552 (625,911)	11,326 (7,821)	44.5% (39.8%)	37.9% (38.4%)

(全国社会福祉協議会調べ)

※令和5年3月末日時点の償還実績について、都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ報告されたものを令和5年4月26日時点で抽出したものであり、今後変更があり得る。

※「①償還対象債権件数」には、償還猶予適用件数も含む。

※「②償還予定金額」は令和5年3月までに償還される予定額。

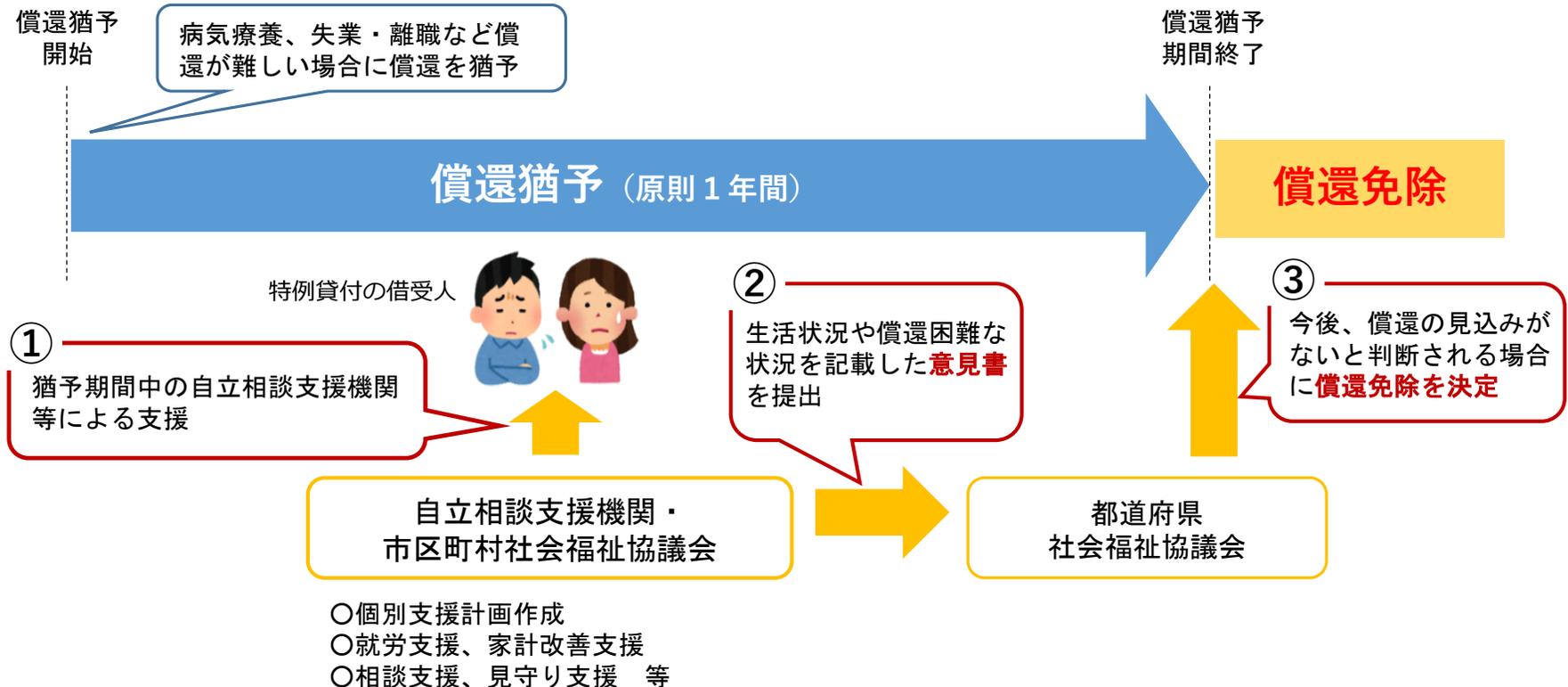
※令和5年1月の償還開始前に償還が完了している債権（約2.5万件）及び償還金額（約51億円）は除く。

※「②償還予定金額」及び「④償還された金額」には令和5年1月以降に一括償還、分納・少額返済された分を含む。

※「③償還された債権数」は令和5年3月までに償還があった件数（償還予定金額の一部が償還されたものを含む）。

特例貸付における償還猶予後の取扱いについて

- 現在、緊急小口資金等の特例貸付の償還が困難な方には、原則1年間の償還猶予を行っている。
- 今般、償還猶予期間中に自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会の支援を受けても、なお償還の見込みがないと判断される場合は、自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会からの意見書をもとに、都道府県社会福祉協議会が職権により償還免除できることとする。
- 令和5年5月8日に、こうした取扱いを示す事務連絡を自治体あて発出。



生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 49億円の内数
(令和4年度補正予算)

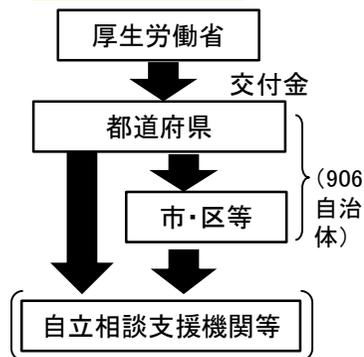
【要旨】

- コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国3/4
- ⑧ 国10/10

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援(1団体50万円上限)
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施